

指導、監査に犯罪捜査のプロを活用するという医療指導管理官の 法令逸脱提案に抗議し、厚労省に選考経過と責任明確化を求める

厚労省の現役医療指導管理官・向本時夫氏が、「犯罪（詐欺罪）に対するプロである警察庁や警視庁（捜査第二課＝知能犯、詐欺、横領担当）からの出向者」を指導監査部門に受け入れることを提案した。これは厚生労働省が7月22日、全職員を対象に実施した「政策コンテスト」に持ち込まれたものであり、全81件の応募中、二次選考の7件にまで残った。

提案自体が公務員の法令厳守を逸脱した行為であり、一次選考を通過させた厚労省も同様に不見識のそしりを免れない。

そもそも、個別指導は行政手続法にもとづく「任意の協力によってのみ」成り立ち、「診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、懇切丁寧に行う」（指導大綱）ものであり、著しい不正が疑われ、監査に移行した場合であっても、調査、質問または検査についての権限は「犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない」と健康保険法に明記されている（第78条第2項、第7条の38第3項）。

ところが提案者は、「権限の相違はあるものの、悪を正し刑罰（行政上の措置）を科す点においては共通点がある」、「指導監査については、刑事事件と異なり強制捜査権はないが、事実を聴取し処分するといった点では共通」などと嘯いている。

行政指導の被指導者である保険医をはじめから被疑者（犯罪容疑者）として扱うものであり、提案すること自体が指導や監査の業務にあたる担当官として不適格である。

たとえ厚生労働省内部の「政策コンテスト」とはいえ、こうした事態が起こったことは、厚労省の法令遵守についての基本姿勢も問われるのであり、厳格な対応を要求する。

同時に、こうした提案が第二次選考に残ったことについての厚労大臣の責任は重大であり、大阪府歯科保険医協会は、選考経過と責任を明確にするよう求める。

以上

2010年9月11日

大阪府歯科保険医協会第17回理事会